

契約の方法及び入札の条件

(一般競争入札(総合評価方式)・債務負担行為・事後公表)

1 契約の方法

(1) 福島県一般競争入札実施要領に基づく一般競争入札とする。

2 入札の条件等

入札の際呈示すべき条件は、入札公告及び次のとおりとする。

(1) 入札書の記載金額

入札説明書による。

(2) 見積内訳書及び見積内訳総括表

入札説明書及び入札心得のとおりとする。

(3) 入札保証金

入札説明書による。

(4) 落札者

入札説明書による。

(5) 低入札価格調査制度

入札説明書による。

(6) 契約保証金

入札説明書による。

なお、落札者は別紙「契約等に関するリスト表」(契約の保証について)により契約の保証を付することとする。

(7) 前金払

福島県財務規則(以下「規則」という。)第112条で定める前金払は次のとおりとする。

ア 第1項に定める前金払

請負代金額の4割以内の額(1万円未満の端数は切り捨てる。)

イ 第2項に定める中間前金払

請負代金額の2割以内の額(1万円未満の端数は切り捨てる。)

(8) 部分払

規則第238条で定める部分払は、工事の既済部分に対する代価の10分の9以内の額(1万円未満の端数は切り捨てる。)とする。ただし、既済部分に対する代価が請負代金額の10分の5(中間前払金の約定をするときは、10分の6(前金払の約定をしないときは、10分の3))を超えた場合に限る。

なお、部分払の回数は規則第239条第3項の定めるところによる。

(9) 工期

工期は令和9年3月31日限り(標準工期 日)とする。ただし、工事の着手時期は契約締結の日から7日以内において工事発注者が指定する日とする。

(10) 建設業退職金共済組合への加入

建設業者は、建設業退職金共済組合に加入すること。

(11) 建設労働者の休養

日曜、祝日、休日は労務者を休業させるよう配慮すること。

(12) 現場代理人届等

請負者(以下「受注者」という。)は、本工事の現場代理人、主任技術者、監理技術者及び専門技術者を定め、契約の締結の日から5日以内に経歴書を添付して発注者に提出すること。

(13) 全体スライド条項に基づく請負代金額の変更(福島県工事請負契約約款(以下「約款」という。)第26条第1項から第4項までの規定をいう。)

約款第26条第1項でいう請負代金額の変更は、残工事の工期が2箇月以上あり、かつ発注者又は受注者の請求があったときに行うこととする。スライドの対象となる残工事(受注者の責により遅延していると認められる残工事量は含まない。)は、第1項の請求があった日から起算して14日以内に監督員が確認する。

(14) 単品スライド条項に基づく請負代金額の変更

約款第26条第5項でいう請負代金額の変更は、残工事の工期が2箇月以上あり(ただし、防護柵設置工事等工期が2箇月未満の工事についてはこの限りではない。)、

かつ発注者又は受注者の請求があったときに行うこととする。

また、発注者又は受注者は、当該条項に該当することを示す根拠資料を添えて請求を行わなければならない。

(15) インフレ条項に基づく請負代金額の変更

約款第 26 条第 6 項でいう請負代金額の変更は、基準日から残工期が 2 箇月以上あり、かつ発注者又は受注者の請求があったときに行うこととする。

また、発注者又は受注者は、当該条項に該当することを示す根拠資料を添えて請求を行わなければならない。

(16) 工事請負契約締結後における単価適用日変更に伴う特例措置

当初契約締結日において直近の単価表を適用しないで積算されている工事については、約款第 59 条の規定に基づき、その締結日から 30 日以内に当初契約締結日における直近の単価表を適用した積算に基づく請負代金に変更するための協議を請求することができる。

なお、当該工事が議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年福島県条例第 21 号）第 2 条の規定に基づき議決を要する場合は、議会の議決を得て本契約として成立した日から 30 日以内に請求することができる。

(17) 不可抗力による損害の負担

約款第 30 条第 3 項に定める損害額の負担を求めるときは善管処理を裏付ける資料を添付すること。

また、同条第 4 項の請負代金額とは、損害額を負担する時点の請負代金額とし、1 回の損害額が当初の請負代金額の 100 分の 1 に満たないものは損害額に含めないものとする。

(18) 下請負に附する場合の遵守事項

工事の一部を下請負に附する場合は、福島県元請・下請関係適正化指導要綱を遵守すること。

(19) 配置予定の技術者

入札説明書による。

(20) 監理技術者

土木工事業、建築工事業、管工事業、鋼構造物工事業及び舗装工事業に係る工事の場合には、工事現場に専任で配置することとなる監理技術者は、指定建設業監理技術者資格者証の交付を受けている者で必要な講習を受けている技術者を配置すること。

(21) 工事請負契約書

「福島県財務規則の施行について」による工事請負契約書によるものとし、特約条項として別記の条項を挿入する。

(22) 契約確定の時期

本工事の契約については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年福島県条例第 21 号）第 2 条の規定に基づき、福島県議会の議決を得たときに成立する。

入札の際提示すべき書類は次のとおりとする。

- 1 福島県工事請負契約約款
- 2 設計書（金額抜き）、設計図、仕様書
- 3 福島県元請・下請関係適正化指導要綱

[特記事項]

第1 上記工事に伴い工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合は、建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおりとする。なお、この工事が資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならない、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。

第2 上記工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をする施設の名称及び所在地並びに再資源化等に要する費用について別途書面により、記名押印をして契約当事者相互に交付すること。

[別記] 特約条項

第1 約款第37条に次のただし書きを加える。

ただし、平成28年4月1日から令和7年3月31日までに新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和7年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

第2 この契約は、債務負担行為に基づく契約とし、各会計年度における請負代金額の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

令和6年度 円 (出来高予定額の90%以内の額で別に示す額)

令和7年度 円 (出来高予定額の90%以内の額で別に示す額)

令和8年度 工事請負代金額から令和6年度から令和7年度までの支払額を差し引いた額

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は次のとおりとする。

令和6年度 円 (請負代金額の30%以上の額で別に示す額)

令和7年度 円 (請負代金額の30%以上の額で別に示す額)

令和8年度 工事請負代金額から令和6年度から令和7年度までの出来高予定額を差し引いた額

3 発注者は予算上の都合その他必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

第3 債務負担行為に係る契約の前金払については、約款第35条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあつては各会計年度末）」と、約款第35条及び約款第36条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における約款第38条第1項の請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、前会計年度の出来高予定額を超えた額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前会計年度における約款第38条第1項の請負代金相当額（以下「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額に達しない場合には、第1項の規定による読替後の約款第35条第1項の規定にかかわらず、受注者は請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前金払の支払を請求することができない。

3 前会計年度における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しない場合には、その額が当該出来高予定額に達するまで前金払の保証期限を延長するものとし、約款第36条第4項の規定を準用する。

第4 前会計年度における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。

2 この場合において前金払の支払を受けている場合の部分払金額については、約款第38条第1項及び第6項の規定にかかわらず次の式により算定する。

部分払の額 \leq 着工時からの出来高金額 $\times 9 / 10 -$ (前会計年度までの支払金額 $+$ 当該会計年度の部分払金額) $-$ [着工時からの出来高金額 $-$ (前会計年度までの出来高予定額 $+$ 出来高超過額)] \times 当

該会計年度の前払金額／当該会計年度の出来高予定額

- 3 約款第38条第1項ただし書の表中請負代金額2,000万円以上の場合、発注者と受注者とが協議して定める各会計年度の部分払を請求できる回数は3回（中間前金払をする場合は2回）とする。ただし、第1項の部分払を請求できる回数は4回（中間前金払をする場合は3回）とする。
- 第5 この契約は、令和6年10月31日までに、この契約の締結に関し、福島県議会において可決された場合に本契約として成立するものとし、当該期日までに可決されなかった場合又は否決された場合には締結しなかったものとする。また、福島県議会の議決までの間に（契約の相手方）（法人である場合には、法人の役員又はその使用人を含む。）が逮捕されるなど反社会的な行為等があり、（契約の相手方）を契約の相手方とすることが適当でないと認めた場合には、県はこの契約を解除し、本契約は締結しないものとする。これらの場合においては、（契約の相手方）にこのことにより損害を生じた場合においても、県は一切その賠償の責めに任じないものとする。

※入札金額が低入札価格調査基準価格を下回った場合は次のとおりとする。

- 第1 この契約における契約保証金については、約款第4条第3項及び第6項中の「10分の1」とあるのは「10分の3」とそれぞれ読み替えて、これらの規定を準用する。
- 第2 この契約における前払金については、約款第35条第1項中の「10分の4」とあるのは「10分の2」と読み替え、同条第7項中の「10分の4」とあるのは「10分の2」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」とそれぞれ読み替え、同条第8項中の「10分の5」とあるのは「10分の3」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」とそれぞれ読み替え、同条第9項中の「10分の5」とあるのは「10分の3」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」とそれぞれ読み替えて、これらの規定を準用する。
- 第3 約款第37条に次のただし書きを加える。
ただし、平成28年4月1日から令和7年3月31日までに新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和7年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。
- 第4 この契約は、債務負担行為に基づく契約とし、各会計年度における請負代金額の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。
- | | |
|-------|------------------------------------|
| 令和6年度 | 円 <u>（出来高予定額の90%以内の額で別に示す額）</u> |
| 令和7年度 | 円 <u>（出来高予定額の90%以内の額で別に示す額）</u> |
| 令和8年度 | 工事請負代金額から令和6年度から令和7年度までの支払額を差し引いた額 |
- 2 支払限度額に対する各会計年度の出来高予定額は次のとおりとする。
- | | |
|-------|---------------------------------------|
| 令和6年度 | 円 <u>（請負代金額の30%以上の額で別に示す額）</u> |
| 令和7年度 | 円 <u>（請負代金額の30%以上の額で別に示す額）</u> |
| 令和8年度 | 工事請負代金額から令和6年度から令和7年度までの出来高予定額を差し引いた額 |
- 3 発注者は予算上の都合その他必要があるときは、第1項の支払い限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。
- 第5 債務負担行為に係る契約の前金払については、約款第35条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては各会計年度末）」と、約款第35条及び約款第36条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における約款第38条第1項の請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、前会計年度の出来高予定額を超えた額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 2 前会計年度における約款第38条第1項の請負代金相当額（以下「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額に達しない場合には、第1項の規定による読替後の約款第35条第1項の規定にかかわらず、受注者は請負代金相当

額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前金払の支払を請求することができない。

- 3 前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しない場合には、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとし、第36条第4項の規定を準用する。
- 第6 前会計年度における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。
- 2 この場合において前金払の支払を受けている場合の部分払金額については、約款第38条第1項及び第6項の規定にかかわらず次の式により算定する。
部分払の額 \leq 着工時からの出来高金額 $\times 9 / 10 -$ (前会計年度までの支払金額 + 当該会計年度の部分払金額) $-$ [着工時からの出来高金額 $-$ (前会計年度までの出来高予定額 + 出来高超過額)] \times 当該会計年度の前払金額 / 当該会計年度の出来高予定額
 - 3 約款第38条第1項ただし書の表中請負代金額2,000万円以上の場合、発注者と受注者とが協議して定める各会計年度の部分払を請求できる回数は3回（中間前金払をする場合は2回）とする。ただし、第1項の部分払を請求できる回数は4回（中間前金払をする場合は3回）とする。
- 第7 この工事においては、建設業法第26条第1項又は第2項で規定する主任技術者又は監理技術者について、同等以上の要件（主任技術者又は監理技術者となるための要件）を満たす者2名を配置する。なお、当該工事が建設業法第26条第3項の規定に基づき主任技術者又は監理技術者の専任を要する工事である場合は、2名とも専任を要し、追加で配置する技術者については他の工事との兼務は認めない。（建設業法施行令第72条第2項の適用は認めない。）
- 第8 受注者が共同企業体（特定又は経常）である場合、前項の規定は代表構成員にのみ適用する。
- 第9 この契約は、令和6年10月31日までに、この契約の締結に関し、福島県議会において可決された場合に本契約として成立するものとし、当該期日までに可決されなかった場合又は否決された場合には締結しなかったものとする。また、福島県議会の議決までの間に（契約の相手方）（法人である場合には、法人の役員又はその使用人を含む。）が逮捕されるなど反社会的な行為等があり、（契約の相手方）を契約の相手方とすることが適当でないと認めた場合には、県はこの契約を解除し、本契約は締結しないものとする。これらの場合においては、（契約の相手方）にこのことにより損害を生じた場合においても、県は一切その賠償の責めに任じないものとする。

※ 注意 下線部分 _____ は、契約書には記載しないこと。

項 目	該箇所
現場代理人の常駐義務の緩和措置について	-
契約書案	
工事請負契約書	○ /
測量調査業務委託契約書	-
土木設計業務等委託契約書	-
測量調査及び土木設計業務等委託契約書	-
用地調査等業務委託契約書	-
建築設計業務委託契約書	-
業務委託契約書	-
契約の保証について	工事 ○ 委託 -
建設リサイクル法第9条第1項に定める工事における留意事項	○
単品スライド運用関係	○
インフレ条項運用関係	○
測量調査業務による土地立入の際の留意事項について	-
特記仕様書関係	
(別紙様式)工期通知書【フレックス工事】	-
(別紙様式)工期通知書【準備期間確保工事】	-
避難指示区域内における工事(業務委託)に従事する労働者の放射線障害防止措置	○
落橋防止装置等に関する特記仕様書	-
道路構造物の記録保存資料作成	○
道路舗装構成等の記録保存資料作成	-
名板に関する特記仕様書	-

※24年9月3日より、当該工事(委託)で該当する項目について、本リスト表で示すこととしております。

なお、内容は、相双建設事務所ホームページで閲覧してください。
 (<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41370a/soso18767.html>に掲載)

